2　前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十一条の四の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　職員引継等合併一般地方独立行政法人　当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額に、職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち期末手当等に相当するものの額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

二　国　当該検察官等に係る当該職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

第七条の見出し中「職員引継一般地方独立行政法人」の下に「及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」を加え、同条第一項中「職員引継一般地方独立行政法人」の下に「及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」を加え、「中欄中「の負担金」とあるのは「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項の」を削り、「及び団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金」を「団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金、国の負担金及び地方公共団体の負担金」を「団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金及び国の負担金」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十八号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十九号

平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十四年」を「平成二十五年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充